

※ 処理 事項	整理番号	事務所 区分	管理番号	申告区分
法人番号				
事業年度	令和 令和	年 年	月 月	日から 日まで

法人名				
-----	--	--	--	--

資本金等の額に関する計算書

1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業)を併せて行う法人				
資本金等の額 別表5の2下表3⑳又は㉓、㉔若しくは㉕	①	兆 十億 百万 千 円	収入金額課税事業以外の事業に係る期末の 従業員数	③
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③/④	②		期末の総従業員数	④
特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人				
月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑤	兆 十億 百万 千 円	特定内国法人	
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4⑩	⑥		特定内国法人の付加価値額の総額に占める 国内の事業に帰属する付加価値額の割合 (別表5の2の2⑤-同表⑩)/同表⑤	⑬ %
差引 ⑤-⑥	⑦		非課税事業を併せて行う法人	
外国の事業に係る控除額 (⑦×別表5の2の2⑫/同表⑫) 又は(⑦×別表5の2の2⑬/同表⑬)	⑧		国内における非課税事業に係る期末の従業員 者数	⑭
再差引 ⑦-⑧	⑨		国内における事務所又は事業所の期末の従業員 者数	⑮
非課税事業に係る控除額 ⑨×⑭/⑮	⑩			
課税標準の特例に係る控除額 ⑩	⑪			
控除額計 ⑥+⑧+⑩+⑪	⑫			

2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項各号及び第2項関係			法附則第9条第1項関係		
資本金等の額 別表5の2下表3⑳	⑬	兆 十億 百万 千 円	資本金の額 別表5の2下表1㉑	⑲	兆 十億 百万 千 円
法第72条の21第1項第1号に係る加算	⑭		法附則第9条第1項に係る額 ⑲×2	⑳	
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除	⑮		法附則第9条第4項から第7項まで及び第18項関係		
仮計 ⑬+⑭-⑮	⑯		月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭又は(⑯-⑰)	㉒	兆 十億 百万 千 円
資本金の額 別表5の2下表1㉑	⑰		課税標準の特例に係る控除割合	㉓	
資本準備金の額	⑱		未収金の帳簿価額	㉔	円
仮計 ⑰+⑱	㉒		総資産価額	㉕	
⑰と㉒のいずれか大きい額	㉓		課税標準の特例に係る控除額 (㉒×㉓)又は(㉒×㉔/㉕)	㉖	兆 十億 百万 千 円
			法附則第9条第24項又は第26項関係		
			資本金等の額 別表5の2下表3⑳又は㉓	㉗	兆 十億 百万 千 円
			政府の出資の金額又は取組資金の金額	㉘	
			法附則第9条第24項又は第26項に係る額 (㉗-㉘)又は(㉗-㉘×1/2)	㉙	

3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑳	兆 十億 百万 千 円	外国における事務所又は事業所の期末の従業員 者数	㉑
外国の事業に係る控除額 ⑳×㉑/㉒	㉓		期末の総従業員数	㉒
差引 ⑳-㉓	㉔		非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人	
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㉔×㉑/㉒	㉕		国内における非課税事業又は収入金額課税 事業に係る期末の従業員数	㉖
控除額計 ㉓+㉕	㉗		国内における事務所又は事業所の期末の従業員 者数	㉔